

第 23 回統計委員会諮問資料（抜粋）

資料 1－1 諮問第 19 号 港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について

資料 1－2 諮問の概要

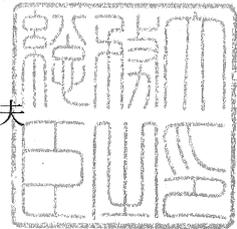
資料 1－3 港湾調査の概要



総政企第 195 号
平成21年 6 月 8 日

統計委員会委員長
竹 内 啓 殿

総 務 大 臣
鳩 山 邦 夫



諮問第19号

港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について（諮問）

標記について、平成21年 5 月 29 日付け国総情交第 29 号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、基幹統計の指定の変更及び基幹統計調査の変更の承認に当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 7 条第 3 項及び第 11 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(港湾調査（基幹統計）の指定の変更及び港湾調査（基幹統計調査）の変更について)

I 港湾調査の指定の変更

1 指定の経緯

港湾調査は、我が国における港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として、昭和22年6月に旧統計法（昭和22年法律第18号）第2条の規定に基づき指定（指定統計第6号）され、平成21年4月の新統計法（平成19年法律第53号）の全面施行により、基幹統計とされている。

2 変更の内容

港湾調査は、現在、基幹統計及び基幹統計調査としての名称が同一となっているところ、基幹統計は、行政機関が作成する統計のうち、公的統計の体系の根幹を成すものとして重要性が特に高い統計であり、当該統計の名称と当該統計の作成を目的とする統計調査（基幹統計調査）の名称とを明確に区分する観点から、基幹統計の名称を「港湾統計」に変更する。

II 港湾調査の変更

1 調査の目的等

港湾調査は、我が国における港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として、昭和23年1月以降、毎月実施されている。

2 変更の趣旨

「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、ニーズに即した新たな統計の整備を図る一方、既存統計調査を見直し、ニーズの乏しい統計調査を廃止する等、統計調査の整理合理化を進めることとされたこと、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、報告者の負担軽減や統計の品質の維持・向上等の視点に留意しつつ、引き続き既存統計の見直し等を推進するとされたことなどを踏まえ、調査対象港湾を見直すとともに、平成19年から休止している陸上出入貨物調査の廃止等を行う。

3 変更内容

(1) 調査対象港湾の見直し

調査の効率化及び報告義務者の負担軽減を図るため、①貨物取扱実績等に基づき毎月調査対象とする「甲種港湾」と毎年調査対象とする「乙種港湾」の指定区分の変更、②新規に開港して稼働している港湾の追加、③利用実績が著しく低い港湾の削除、④港湾の統廃合の反映等、調査対象港湾の見直しを行う。

(2) 調査事項の改廃

ア 陸上出入貨物調査の廃止

平成 19 年から休止している陸上出入貨物調査は、従来、港湾と陸上後背地間の貨物の流動等を把握し、全国における港湾の適正配置等の検討に資することを目的として実施されてきたところである。

しかしながら、①現在に至るまで一定の港湾整備が行われるとともに、近年、国際競争力強化の観点から、港湾の量ではなく質的な整備が重要視されるなど、港湾整備を取り巻く状況が変化していること、②近年、調査結果の利用が一部の港湾管理者等に留まっていることなどから、引き続き港湾調査の一部として全国一律に実施する必要性が乏しくなっている。

このため、報告義務者の負担軽減等の観点も考慮し、廃止する。

イ 上屋・倉庫・貯留場調査の廃止

上屋・倉庫・貯留場調査は、港湾における貨物の荷捌き、保管等の施設整備の検討に資することを目的として実施されてきたところである。

しかしながら、近年、①物流における在庫管理等のコスト意識の変化やインフラ環境の変化（アクセス道路等の整備）により、臨港地区以外の物流基地における貨物の荷捌きが増加するなど、物流の多様化に伴い港湾における上屋、倉庫及び貯留場の重要性が相対的に低下していること、②調査結果の利用が一部の港湾管理者等に留まっていることなどから、引き続き港湾調査の一部として全国一律に実施する必要性が乏しくなっている。

このため、報告義務者の負担軽減等の観点も考慮し、廃止する。

※ 倉庫の使用状況については、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）及び同法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号）第 24 条第 5 号の規定に基づく四半期ごとの報告により倉庫統計季報が公表されている。

ウ 調査事項の整理

調査事項としていた鉄道連絡船（鉄道会社が運航）は、調査票の航路名欄に「鉄道連絡」と記載されたものについて、他の船舶と区分して船舶乗降人員等の集計を行ってきたものであるが、唯一の航路であった宮島航路の運航主体が平成21年4月から変更となり、鉄道連絡船に該当する船舶が存在しなくなったことから、調査事項から削除する。

港湾調査の概要

調査の目的

我が国における港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として、昭和23年から毎月実施されている。

調査の概要

< 現行 >

調査の種類

- ① 甲種港湾調査
 - 船舶・旅客・貨物調査(第1号様式)
 - 上屋・倉庫・貯留場調査(第2号様式)
- ② 乙種港湾調査(第3号様式)
- ③ 陸上出入貨物調査(第4・5号様式)

調査期日

- ① 毎月末日に月間調査を実施
- ② 毎年12月末日に年間調査を実施
- ③ 毎年10月末日に月間調査を実施

※③は平成19年以降休止

範囲

- ① 甲種港湾 172港、② 乙種港湾 642港、
- ③ 指定港湾 110港(5地域に分割、毎年1地域)

※甲種港湾・・・港湾法に基づく重要港湾、外国貿易貨物の取扱実績が年1万トン以上ある港湾等
 乙種港湾・・・港湾管理者が設立され、貨物取扱量が年50トン以上ある甲種港湾以外の港湾等
 指定港湾・・・甲種港湾のうち、国土交通大臣が指定した港湾

流れ

国土交通省－都道府県－調査員－報告義務者
 (報告義務者: 港湾管理者、港湾運送事業者、船舶運航事業者等)

< 変更案 >

調査の種類

- ① 甲種港湾調査
 - 船舶・旅客・貨物調査(第1号様式)
- ② 乙種港湾調査(第2号様式)

※上屋・倉庫・貯留場調査及び陸上出入貨物調査は廃止

調査期日

- ① 毎月末日に月間調査を実施
- ② 毎年12月末日に年間調査を実施

範囲

- ① 甲種港湾 160港
- ② 乙種港湾 557港

結果の公表

< 主な集計事項 >

- ① 甲種港湾
 - ア 港別船舶種類別の入港船舶隻数及び総トン数
 - イ 港別の出入貨物トン数、車種別航送車両台数、コンテナ個数
 - ウ 港別船舶乗降人員
 - エ 品種別都道府県別出入貨物トン数、品種別仕向(仕出)国別のトン数、港別仕向(仕出)国別のコンテナ個数及びシャーシ台数 等
- ② 乙種港湾
 - ア ①のア～ウ
 - イ 品種別都道府県別出入貨物トン数 等

< 公表時期 > ①のア及びイ：調査月の翌日から2か月以内に月報として公表
 上記以外：調査の年から1年以内に年報として公表

< 結果の利用 > ○ 社会資本整備重点計画の基礎資料
 (取扱貨物量等に応じたコンテナターミナル、航路等の整備)
 ○ 港湾管理者が策定する港湾計画の基礎資料(将来貨物量の推計等)